肥料価格高騰対策春肥分の 申請スケジュールについて(お知らせ)

肥料価格高騰対策事業(春肥分)について、 県協議会より申請スケジュールが示されまし た。

JA佐渡では7月の外務活動にて申請書を配付させていただきます。

提出期日等は配布の際に同封の文書にてご 案内いたします。

> お問合せ先: 最寄りの営農窓口 または JA佐渡 営農振興課 《**☎**63-3106》

> > まで

記料価格言騰対策のごあんない。 一定制価格言騰に直面する農家の皆様を支援します。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、 化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の **肥料費を支援**します。

JAで取引された肥料は、各JAが申請書類を 準備して農業者に配布します。

支援の対象となる農業者・肥料

- 農産物の販売実績がある販売農家が対象です。(自給的農家は対象外です。)
- ・ 令和4年6月以降に購入いただいた<mark>令和4年の秋肥と令和5年</mark> の春肥が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

当年の肥料費

当年の肥料費・価格上昇率・使用量低減率

統計データ を基に決定

0.9

× 0.7

※このほか、県が上乗せ支援を検討中です

申請に必要なもの

- 購入日や購入価格がわかるもの(注文票と、領収書または請求書)
 ※ 秋肥と春肥は、それぞれまとめて、別々に申請します。
- ② 化学肥料低減計画書 (低減に向けた取組に 2つ以上取り組むこと) (次のページのチェックシートで申告していただきます。)



農業者の皆様に記入いただくもの



様式第1号別紙2(参考様式第2号)

化学肥料低減計画書

作付概要		
は不要です)		
取組メニュー	前年度までの 取組	令和4年度又は 令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	0	0
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	0	0
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 ()		
私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。		
添付書類確認 (注文票等) (請求書または領収書等) (有機農産物、特別栽培農産物等の認証書類など)		





- 1 化学肥料の使用量を 実際に2割減らさな いと支援が受けられ ませんか
- 取組メニューのうち2つ以上に取り組んでいただければ支援対象となります。
- ②既に化学肥料の低減 に取り組んでいるた め、更に低減するこ とは難しい
- ・ 令和4年度の全作付面積のうち、過半を占める主要な作物等で5割以上の減々栽培に取り組んでいる場合は、取組が確認できる書類(栽培履歴等)の提出により取組の選択が不要となります。
- 既に取り組んでいる取組もカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良い ので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
- ③低減に向けた取組はいつ行えば良いですか
- ・ 令和5年度中までに取り組んでください。
- 4 当用買いは、注文票 が提出できませんが 対象になりますか
- ・購入者名や購入日、肥料名、購入個数、金額が分か る領収書または請求書の添付があれば対象となりま す。
- ・レシートなど<mark>購入者名等が不明なものは使えません</mark> ので、ご注意ください。
- 5 複数の肥料販売業者 から購入している場 合はどのように申請 したら良いですか
- 下記の3つの申請方法があります。
 - ① 各購入元別に分割して申請する
 - ② 主な購入元の業者にまとめて一括申請する
 - ③ 5戸以上の農業者でグループを作り、県協議会へ申請する
 - まずは、購入元に相談願います。
- 6 どんな種類の肥料が 対象ですか
- ・肥料の品質の確保等に関する法律に基づき登録や届出がされている肥料が対象であり、化学肥料だけに限定しません。

<下記の方法等で確認できます>

- ○肥料袋に法律に基づく表示があるか確認する
- ○購入元に問い合わせる
- 〇肥料登録銘柄検索システムで検索する http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html

<発行者>佐渡市農業再生協議会(事務局:佐渡市農業政策課 ☎63-5117)